

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年12月25日

長野県林務部森林づくり推進課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度ツキノワグマ人身被害防止広報業務

(2) 業務の目的

全国でツキノワグマによる人身被害が多発し、長野県内においても令和7年度（12月22日現在）に人身被害が11件発生するなど、県民の不安が高まっている。これらの現状を踏まえ、本県では令和7年11月に、知事を本部長とし府内関係部局で構成する「ツキノワグマ対策本部会議」を設置し、「人身被害ゼロ」を目標に掲げた「県民の命と暮らしを守るツキノワグマ対策総合パッケージ1.0」を策定し、県民の安全・安心を守る対策を強化しているところである。

当総合パッケージでは、対策の柱の1つに「情報発信・普及啓発と行政体制の強化」を掲げており、ターゲットを明確にした効果的な広報により、県民等の「正しくおそれ、正しく備える」意識の醸成に取り組むこととしている。

このため、本業務では、府内関係部局（企画振興部、県民文化部、観光スポーツ部、環境部、林務部、建設部、教育委員会等）と連携し、ターゲット（小中学生、教員・保育士、幼稚園・保育園・小中学生の保護者、一般県民、観光客）に分かりやすい動画作成やパンフレット等の配布による広報を行う。

(3) 業務内容

- ① 啓発動画の作成
- ② 啓発資料・看板の作成、印刷、配達
- ③ 令和8年度以降の広報に関する提案等

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）は現時点の予定であり、提案内容を踏まえて協議により今後変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的な内容の項目

- ① 業務の実施体制
- ② 業務の提案内容
- ③ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所 長野県内一円

(7) 履行期間 契約日～令和8年3月30日（月）

(8) 費用の上限額 24,693,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

また、第2号に掲げる要件については、実施要領第13第1項の参加申込書の提出期限から第31の契約の締結までの間、これを満たしていかなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級区分がAに区分されている者であること。
- (6) 過去3年間に、国又は地方公共団体から発注された県民への普及啓発の動画作成やパンフレット作成の履行実績を有する者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書及び仕様書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692 の 2
長野県 林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策係
電話 026-235-7273
メール choju@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年1月13日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
- ② 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）
- ③ 提出方法 持参、郵送、メールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに森林づくり推進課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により森林づくり推進課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により森林づくり推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(4)に同じ。
- (2) 受付時間 公告日～令和8年1月15日の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 森林づくり推進課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年1月16日までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表（例）による。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「9 再委託の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(4)と同じ。
- ② 受付時間 公告日～令和8年1月15日の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和8年1月21日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- ② 提出先 3(4)と同じ。
- ③ 提出部数 6部（原本1部 写し5部）
- ④ 提出方法 持参、郵送、又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに森林づくり推進課に到達したものに限ります。

郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目		評価内容	配点	
1 実施体制	実施体制・スケジュール	業務を適切に実施する体制が十分であるか。業務の実施スケジュールに無理はないか。	10	(10)
2 提案内容	業務の理解度	業務の目的及び内容等の理解度が高く、発注仕様書の内容を満たした具体的な提案となっているか。	80	(20)
	動画・啓発資料等の内容、構成	動画・啓発資料等がターゲットに別に分かりやすい内容となっているか。		(30)
	独自提案	仕様書（案）記載の内容に加え、効果的な周知方法等について提案がされているか。		(20)
	資料の保有等	業務に必要な画像やデータ等の資料を所有しているか又は調達できるか。		(10)
3 経費	業務に要する経費及びその内訳の妥当性	業務に要する経費が適切に見積られ、かつ見積額は上限額の範囲内か。	10	(10)
合計			100	

(7) 企画提案の選定の方法

① 企画提案評価会議を開催し、企画提案の配点の各委員の合計点が最高点となった者を選定します。

なお、最高点となった者について、各委員の合計点数の平均が50点以下の場合は選定しません。

参加者が1者 の場合は、各委員の合計点数の平均が50点を超えた場合に、その者を選定します。

② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。詳細は後日通知します。

なお、プロポーザルへの参加者が多数であった場合は、書類評価で一定数（5社程度を想定）の者を選定し、その中からプレゼンテーション評価を行うこととします。

① プrezentationの実施日時及び場所

令和8年1月26日（月）13:30～

1者あたり所要時間20分以内を予定（説明15分、質疑5分）

※詳細については、参加者へ個別に通知します。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により森林づくり推進課長から通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により森林づくり推進課長から通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画

提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、森林づくり推進課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

- ① (8) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により森林づくり推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）をメール又は指定された方法により森林づくり推進課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、森林づくり推進課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否

必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部 森林づくり推進課 鳥獣対策係

電話 026-235-7273（直通）内線 3266

メール choju@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。